©若林潤＆大阪企業法務研究会 2018

第 365 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 11 月 17 日（土曜日）　10：00～
報告者：若　林　　潤　（泉株式会社）
テーマ：企業秘密の保護と競業避止義務の活用可能性
報告者コメント：2016 年 10 月本研究会で発表した拙稿にて主に不正競争防止法上の営業秘密として保護される範囲の検討を行い、発表の場において競業避止義務契約との関連について指摘を受けました。実務上は、企業秘密の保護を目的として就業規則や特約で守秘義務と競業避止義務を合わせて規定することがありますが、この特約の有効性について法律上並びに裁判例上どのように判断されるのか、並びに企業秘密の保護に資する方策について検討を加えたいと思います。

報告概要：

１．はじめに
・退職従業員等が企業秘密を流用したかどうかが争いになることがある
→秘密保持義務および競業避止義務を定める就業規則や特約の有効性の問題が重要

２．企業秘密を保護するための法律上の方策
・退職従業員等による秘密漏洩防止のための企業のアプローチ
→労働契約（およびその特約）での秘密保持義務、競業避止義務は労働期間中
→競業避止義務特約は実務上少ないとされる

３．営業秘密
・不正競争防止法による保護
・同法の保護要件となる要秘密管理性をめぐっては学説上も対立がある。
→実務指針としての経済産業省・2003 年（2015 年最新改訂）「営業秘密管理指針」
・東京地判平成 29・10・25 裁判所ウエッブサイト
→秘密管理性のあてはめ事案

４．競業避止義務
・職業選択の自由（憲法 22 条）との関係
・競業避止義務に関する奈良地判昭和 45 ・ 10・ 23 判時 624 号 78 頁（フォセコ・ジャパン・リミティッド事件）の示した有効性要件
→①使用者の正当な利益の保護を目的とすること
②労働者が使用者の正当な利益を尊重する地位と職務にあったこと
③禁止対象業務、期間の長さ、地域が合理的範囲に限定されていること
④代償措置の有無と内容
・有効な競業避止義務特約に違反した場合の救済措置。
→現実には、損害賠償、差止め、退職金返還などハードルが高い。

５．まとめ
・保護対象の明確化
・法的効力を犠牲にしつつ、競業避止特約に事実上の牽制を期待する場合もありうる。

以　　上